

令和5年度 第2回呉市立美術館あり方検討委員会摘録

令和5年8月29日(火) 13:30～16:05
 呉市役所8階 802 協議室

【委員】

〔出席者〕

呉市立美術館 館長	横山 勝彦
京都国立近代美術館 館長	福永 治
広島市現代美術館 館長	寺口 淳治
呉市産業部 副部長	兼光 賢
呉市文化スポーツ部 部長	安倍 広志
〔欠席者〕 呉市教育委員会 教育部長	高橋 伸治

【要綱の改正・委員の変更について】

安倍委員より要綱の改正に伴い、委員の変更（奥村委員→兼光委員）があったことを説明。続けて、本会の役割と今後の進め方について確認をした。

<あり方検討委員会の役割と今後の進め方について>

(1) 役割

幸町地区総合整備検討有識者会議に意見を提言していく。

(2) 今後の進め方

- ・呉市が運営する美術館の意義を確認
- ・公立美術館の基本的な機能として絶対に必要なことを確認
- ・現代の社会ニーズに必要な美術館の機能を確認
- ・未来の社会ニーズに必要な美術館の機能、あり方を検討
- ・美術館のリニューアルのための「たたき台」となる現実な基本仕様を確認
- ・設計・施工・開館・管理運営まで貫く柱となる、市民にもわかりやすいコンセプトを提言

＜主な意見のまとめ＞

A 呉市が運営する美術館の意義と役割について

博物館に関する法令等について（別添資料により横山館長から説明）

- ・昭和 60 年～80 年代にかけてつくられた美術館は 1973 年「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」を参考に考えられてきた。
- ・教育基本法と社会教育法を出発点として、公立の博物館は地方公共団体が作り、社会教育の振興に努めなければならないことが前提だったが、博物館法の改正により文化芸術基本法の本質に基づくことも追加された。
- ・博物館法の第 2 条・第 3 条で定められているように、美術館の最も根本とする役割は「資料の収集・保管・展示・調査研究」と考えられる。このことは 70 年ぶりの博物館法の改正においても変わっていない。美術館はただの展示会場ではなく、逆に資料を豊富に持っていて展示しなければ美術館とはいえない。
- ・博物館法第 3 条には、「地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光」という言葉まで出てきており、それを以て地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとされている。

B 美術館を取り巻く状況の変化

- ・博物館法第 26 条により、公立博物館は維持運営のためにやむを得ない場合を除き、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならないことになっているが、現在では稼ぐことを求められている。（受益者負担の考え方）
- ・呉市立美術館は博物館法に則って、官が支援するということを明確にしておいてもらいたい。直営に戻す考えはないか。
- ・指定管理者制度（利用料金制）を導入している博物館が多い中で、そもそも指定管理とは委託・請負ではなく、協定を結んでの対等な関係であるはずだが制度が活かしきれていない。今後は本来の指定管理のやり方を考える方が現実的である。
- ・呉市立美術館の設置者として呉市には設置者責任があるが、施設の修繕など設置者がすべきものができていない状況にある。入館料の考え方についても本来は市が考えるべきではないか。

C 公立美術館の基本的な機能として絶対に必要なこと

- ・博物館法第2条, 博物館の設置及び運営上の望ましい基準第5条にもあるように根本的な機能としては「収集・保管・展示・調査研究」であり, 学校との連携についてはそれにプラスされるものという共通認識とする。

【絶対に必要な機能】

展示室・収蔵庫・研究室・作業室（付帯施設として前室・準備室も）
事務室・搬出入口・エントランス機能の充実・宿直室・監視員等控室
美術館にふさわしい空調・照明設備

【あれば良い機能】

講堂（レクチャールーム）・多目的ルーム・カフェ（他の施設にあればよい）
ワークショップ（予算と人員が必要）・ミュージアムショップ

【必要でない機能】

写真室・燻蒸室・美術図書室・レストラン

【規模等により変わってくる機能】

常設展（コレクション展）と企画展の併設について
貸館機能について（現在の利用実績をどうしていくか）

D 美術館（学芸員）の責任

- ・収蔵作品（コレクション）に対する学芸員の責任
1つの作品に対して, それがどんな展覧会で展示されたか, どのような書籍・カタログ・雑誌等に図版として掲載されていたか, その作家にとってどういう意味をもつ作品なのかといったことを全て調べ上げるため関連する資料を収集し研究していくこと。
- ・常設展（コレクション展）を深化させていくこと
あらたな発見によってその作品に関する知見が深化し, その研究結果を作品の展示に結びつけていく。収蔵している作品を, ただ組み合わせて展示する訳ではない。

E 学校教育との連携

学校教育との連携については、平成に入ってから博物館からも学校教育の方からも連携を図るよう言われはじめ、2008年の新学習指導要領では明文化されている。

- ・小学4年生対象の「美術作品ふれあい事業」は学芸員が各クラスごとに対応している。
- ・貸館扱いで幼稚園から・小・中・高校の展覧会を開催している。
- ・学芸員を学校へ招聘して授業ができたらという意見があったが、現状の予算規模と学芸員の人数では到底無理な話である。

※ 次回の協議では、具体的な話ができるようたたき台を作って議論を早める。

設計・施工・開館・管理運営まで貫く柱となる、市民にもわかりやすいコンセプトを検討する。

博物館に関する法令等

1947	教育基本法	1
1949	社会教育法	1
1951	博物館法	1
2001	文化芸術基本法	1
2011	博物館の設置及び運営上の望ましい基準	3

■ 博物館に関する法令等

1947 ■ **教育基本法** / 平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号 / (昭和 22 年法律第 25 号の全部を改正する)

(社会教育) 第 12 条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設備、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

1949 ■ **社会教育法** / 昭和 24 年 6 月 10 日 法律第 207 号 / (最終改正 令和元年 6 月 7 日法律第 26 号)

第 1 章 総則 **(この法律の目的) 第 1 条** この法律は、教育基本法 (平成 18 年法律第 120 号) の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(図書館及び博物館) 第 9 条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもって定める。

1951 ■ **博物館法** / 昭和 26 年法律第 285 号 / 改正令和 4 年 4 月 15 日 法律第 24 号

1973 ■ **公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準** / 昭和 48 年 11 月 30 日文部省告示第 164 号 / 【全面改正】

2001 ■ **文化芸術基本法** (平成 13 年 12 月 7 日 法律第 148 号)

第 1 章 総則 **(目的) 第 1 条** この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(地方公共団体の責務) 第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

1951 ■ **博物館法** / 昭和 26 年法律第 285 号 / 令和 4 年 4 月 15 日 法律第 24 号 / (下線改正部分)

第 1 章 総則 **(目的) 第 1 条** この法律は、社会教育法 (昭和 24 年法律第 207 号) 及び文化芸術基本法 (平成 13 年法律第 148 号) の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義) 第 2 条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を**収集し、保管**（育成を含む。以下同じ。）し、**展示**して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する**調査研究**を目的とする機関（社会教育法による公民館および図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）による図書館を除く。）のうち、次章に規定する登録を受けたものをいう。

2 この法律において「公立博物館」とは、地方公共団体又は独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設置する博物館をいう。

(博物館の事業) 第 3 条 博物館は、前条第 1 項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

01 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を**豊富に収集し、保管し、及び展示すること。**

02 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

03 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

04 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

05 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

06 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

07 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

08 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

09 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の適応を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

10 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

11 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の育成及び研修を行うこと。

12 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

3 博物館は、第 1 項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が**所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光**（有形又は無形の文化財所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もって**地域の活力の向上に寄与**するよう努めるものとする。

(館長、学芸員その他の職員) 第 4 条 博物館に、館長を置く。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 **学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これに関連する事業についての**

専門的事項をつかさどる。

(入館料等) 第 26 条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

2011 ■ **博物館の設置及び運営上の望ましい基準** / 平成 23 年 12 月 20 文部科学省告示 第 165 号

(趣旨) 第 1 条 この基準は、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 8 条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

(博物館の設置等) 第 2 条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。

2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

3 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により同項に規定する指定管理者に博物館の管理を行わせる場合その他博物館の設置者が当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

(基本的運営方針及び事業計画) 第 3 条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとにその事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(運営の状況に関する点検及び評価等) 第 4 条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用等の他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前 2 項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置をとるよう努めるものとする。

4 博物館は、第 1 項及び第 2 項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容については、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

(資料の収集、保管、展示等) 第 5 条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコー

ド等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該資料に係る学術研究の状況、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和45年法律第48号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。

3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。

5 博物館は、当該博物館の適切な管理運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。

6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。

(展示方法等) 第6条 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。

2 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。
- 二 展示の効果を上げるため、博物館資料の杵既に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を活用すること。
- 三 前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。

(調査研究) 第7条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。

(学習機会の提供等) 第8条 博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、説明会等（児童又は生徒を対象とした体験活動その他の学習活動を含む。以下「講演会等」という。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。
- 二 学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適切な利用方法に関する助言その他の協力を行うこと。
- 三 利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

(情報の提供等) 第9条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 その実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに これらを閲覧に供し、頒布すること。
 - 二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。
- 2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(利用者に対応したサービスの提供) 第10条 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、託児サービスの提供、通訳を行う者の配置による支援その他のサービスの提供に努めるものとする。

2 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等) 第11条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力に努めるものとする。

2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会のこれらの者への提供に努めるものとする。

(開館日等) 第12条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の伴生展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員) 第13条 博物館に館長を置くとともに基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

2 博物館に前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。

3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に遂行するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

(職員の研修) 第14条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために研修の機会の充実に努めるものとする。

2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。

(施設及び設備等) 第15条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の

目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるものとする。

- 一 耐火、耐震、防虫害、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備
- 二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備
- 三 休憩施設の設置その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備

(危機管理等) 第 16 条 博物館は、事故、災害その他非常の事態（動物の伝染性疾病の発生を含む。）による被害を防止するため、当該博物館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施等あらかじめ十分な措置を講じるものとする。

2 博物館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

.....

1973 ■ 公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準 / 昭和 48 年 11 月 30 日 文部省告示第 164 号 / (下線は改正部分)

(趣旨) 第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第二項に規定する公立博物館（以下「博物館」という。）の設置及び運営上の望ましい基準を定め、博物館の健全な発達に資することを目的とする。

2 博物館及びその設置者は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上にと努めるものとする。

(定義) 第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 「総合博物館」とは、人文科学及び自然科学の両分野にわたる資料（博物館法第 2 条第 3 号に規定する博物館資料をいう。以下同じ。）を総合的な立場から扱う博物館をいう。

二 「人文系博物館」とは、考古、歴史、民俗、造形美術等の人間の生活及び文化に関する資料を扱う博物館をいう。

三 「自然系博物館」とは、自然界を構成している事物若しくはその変遷に関する資料又は科学技術の基本原則若しくはその歴史に関する資料若しくは科学技術に関する最新の成果を示す資料を扱う博物館をいう。

(設置) 第三条 都道府県は、総合博物館又は人文系博物館及び自然系博物館を設置するものとする。

2 市町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、地域社会の生活、文化、自然等と深い関連を有する資料を主として扱う総合博物館、人文系博物館又は自然系博物館を設置するものとする。

(施設及び設備等) 第四条 都道府県及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）の設置する博物館には、次の表に掲げる事項に必要な施設及び設備を備えるものとする。

事項	施設及び設備
資料の保管	収蔵庫、技術室、作業室、荷解き場、消毒設備、集約収蔵設備等
資料の展示	展示室、準備室、視聴覚機器、展示用機器、照明設備等
資料に関する集会その他の教育活動	集合室、教室、図書室、研究室、会議室、視聴覚機器、巡回展示用運搬自動車、教育研究用自動車、資料貸出用設備等
資料に関する調査及び研究	図書室、研究室、実験室、作業室、実験設備等
利用者の休憩及び安全	休憩室、救護室等
事務の管理	事務室、宿直室等

2 市（指定都市を除く。）町村の設置する博物館にあっては、前項の規定に準じて必要な設備を備えるように努めるものとする。

3 動物園（自然史系博物館のうち、生きた動物を扱う博物館で、その飼育する動物が六十五種以上のものをいう。以下同じ。）、植物園（自然系博物館のうち、生きた植物を扱う博物館で、その栽培する植物が千五百種以上のものをいう。以下同じ。）及び水族館（自然系博物館のうち、生きた水族を扱う博物館で、その飼育する水族が百五十種以上のものをいう。以下同じ。）には、第一項の表に掲げる施設及び設備のほか、当該博物館において、資料を常時育成し、必要な展示を行うことができるようにするため、次の表に掲げる施設及び設備を備えるものとする。

博物館の種類	必要な施設及び設備
動物園	動物飼育展示施設、仮収容施設、動物診療施設、検疫施設、調飼用施設、飼料庫、汚物・汚水・塵芥処理施設等
植物園	圃場、育種室、さく葉庫、病理施設、園内特別植物管理施設等
水族館	展示水槽、教養及び飼育池、予備水槽、循環装置、治療施設、調飼用施設等

4 博物館には、資料を保全するため、必要に応じて、耐火、耐震、防虫害、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止に必要な設備を備えるように努めるものとする。

（施設の面積）第五条 博物館（動物園、植物園及び水族館を除く。）の建物の延べ面積は、都道府県及び指定都市の設置する博物館にあっては六千平方メートルを、市（指定都市を除く。）町村の設置する博物館にあっては二千平方メートルをそれぞれ標準とする。

2 動物園、植物園及び水族館の面積は、次の表に掲げる面積を標準とする。

博物館の種類	施設の面積
動物園	建物の延べ面積 二十平方メートルに平均同時利用者数を乗じて得た面積
植物園	敷地の面積 二十万平方メートル
水族館	敷地の面積 四千平方メートル

（備考）この表中「平均同時利用者数」は、次の算式により算定するものとする。[略]

（資料）第六条 博物館（動物園、植物園及び水族館を除く。）は、実物又は現象に関する資料（以下「一次資料」という。）について、当該資料に関する学問分野、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して、必要な数を収集し、保管し、及び展示するものとする。

2 動物園、植物園及び水族館は、おおむね、次の表に掲げる数の一次資料を収集し、育成し、及び展示するものとする。

博物館の種類	資料数
動物園	六五種三二五点ないし一六五種八二五点
植物園	一,五〇〇種 六,〇〇〇樹木
水族館	一五〇種 二,五〇〇点

3 博物館は、実物資料について、その収集若しくは保管（育成を含む。）が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外貸出しが困難な場合には、必要に応じて、実物資料に係る模型、模造、模写又は複製の資料を収集又は複製の資料を収集及又は製作するものとする。

4 博物館は、一次資料のほか、一次資料に関する図書、文献、調査資料その他の必要な資料（以下「二次資料」という。）を収集し、保管するものとする。

5 博物館は、一次資料の所在を調査して、その収集及び保管（現地保存を含む。）に努めるとともに、資料の補修及び更新、新しい模型の製作等により所蔵資料の整備及び充実に努めるものとする。

(展示方法等) 第七条 資料の展示に当たっては、利用者の関心を深め、資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- 一 確実な情報と研究に基づく正確な資料を用いること。
- 二 総合展示、課題展示、分類展示、生態展示、動態展示等の展示方法により、その効果を上げること。
- 三 博物館の所属する資料による通常の展示のほか、必要に応じて、特定の主題に基づき、その所蔵する資料又は臨時に収集した資料による特別展示を行うこと。
- 四 二次資料又は視聴覚手段を活用すること。
- 五 資料の理解又は鑑賞に資するための説明会、講演会等を行うこと。
- 六 展示資料の解説並びに資料に係る利用者の調査及び研究についての指導を行うこと。

(教育活動等) 第八条 博物館は、利用者の教育活動に資するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 資料に関する各種の講座又は諸集会（児童又は生徒を対象とした夏季休業日等における観察その他の学習活動を含む。）を開催すること。
- 二 資料の貸出し及び館外巡回展示を行うこと。
- 三 資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して助言と援助を与えること。

(目的の作成等) 第九条 博物館は、利用者の便宜のため、資料に関する目録、展示資料に関する解説書又は案内書等を作成するとともに、資料に関する調査研究の成果の公表その他の広報活動を行うものとする。

(開館日等) 第十条 博物館の一年間の開催日数は、二百五十日を標準とし、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案して、増減するものとする。

2 博物館は、利用者の便宜のために、夜間開館日を設けるように努めるものとする。

(入場者制限) 第十一条 博物館は、利用者の安全を確保するため、防火及び衛生に必要な設備を備えるとともに、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

(職員) 第十二条 博物館には、学芸員を置き、博物館の規模及び活動状況に応じて学芸員の数を増

加するように努めるものとする。

2 博物館には、前項に規定する職員のほか、事務又は技術に従事する職員を置くものとする。

(職員の研修) 第十三条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の博物館の館長、学芸員及び学芸員補の資質の向上を図るために必要な研修の機会を用意するものとする。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の教育委員会の所管に属する博物館の前項に規定する職員を、同項の研修に参加させるように努めなければならない。

■ 学校教育との連携へ

- 1990 (平成 2) 「博物館の整備・運営の在り方について」(社会教育審議会社会教育施設分科会中間報告)・・・学校教育との緊密化／生涯にわたって(中略) 博物館に親しむ素地を培うために
学校教育における博物館利用の促進を図る
- 1996 (平成 8) 「地域における生涯学習機会の充実方策について」(生涯学習審議会答申)
・・・学校教育との連携・協力を、「『学社融合』の理念に立った事業展開」そして推進
- 1998 (平成 10) 「新しい時代を拓く心を育てるために」(中央教育審議会答申)
- 1999 (平成 11) 「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」(生涯学習審議会答申)
・・・**2002 年度からの完全学校週五日制**に向けて、博物館などが学校教育ではできない体験活動の場として開放された施設になるよう緊急の取り組みが必要
- 2006 (平成 18) 「教育基本法」改正・・・社会教育の振興に努めなければならない。
- 2007 (平成 19) 「新しい時代の博物館制度の在り方について」(これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議報告)・・・市民とともに「資料を探求」し、知の楽しみを「分かちあう」博物館文化を創造
- 2008 (平成 20) **新学習指導要領公示**
「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」(中央教育審議会答申)
・・・地域の拠点施設の在り方
「博物館法」改正・・・教育活動の機会を提供する事業、情報提供
- 2009 (平成 21) 「博物館法施行規則」改正
- 2011 (平成 23) 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」告示

2008 ■ 小中学校に係る**新学習指導要領** (平成 20 年 3 月 28 日公示、23 年 4 月小学校、24 年中学校全面実施)

- ・ 総則(中学校)：
社会教育施設や社会教育関係の団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。
- ・ 社会
(小学校)：博物館や郷土資料館等の施設の活用を図るとともに、～
(中学校)：博物館、郷土博物館などの施設を見学・調査したりするなどして具体的に学ぶことができるようにすること。
- ・ 理科
(小学校)：博物館や科学学習センターなどと連携、協力を図りながら、それらを積極的に活用するよう配慮すること。
(中学校)：博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るよう配慮すること。
- ・ 図画工作：(小学校)：地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。
- ・ 美術(中学校)：美術館・博物館等の施設や文化財などを積極的に活用すること。
- ・ **総合的な学習の時間**(小学校・中学校)：博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、～